

❖ どこまで交際費，その範囲は？



当社の資本金は2億円であり，資本金が5000万円を超えますので，税法上交際費に該当する費用については全額損金の額に算入されないことになっていますが，交際費とそれ以外の費用の区分で迷うことが多く困っております。そこで，とくに福利厚生費，販売奨励金，海外渡航費との区分について教えてください。



福利厚生費

従業員の福利厚生のために支出する費用であって，従業員の医務衛生，保健，慰安等に要した費用です。

販売奨励金

販売促進費ともいい，販売を促進するために支出する費用を総称するのであって，販売手数料，販促費，広告宣伝費，販売関係の交際費などを内容とします。

海外渡航費

会社の負担で役員または従業員が海外に旅行するために要する費用をいいます。



解説

1 福利厚生費

社内の行事に際して支出される金額等で次のようなものは交際費等には含まれないものとされています。

- ① 創立記念日，国民祝日，新社屋落成式等に際し従業員におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用

- ② 従業員（従業員であった者を含む）またはその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用

2 販売奨励金

会社が販売促進の目的で特定地域の得意先である事業者等に対して、販売奨励金等として金銭または事業用資産を交付する場合のその交付に要する費用は交際費には該当しません。しかし、販売奨励金等として交付する場合であっても、その交付の目的が交際費の分担金であることが明らかな場合は、交際費等となります。

また、特約店等の従業員のすべての者を被保険者とする掛捨て保険の保険料を負担した場合にも、販売奨励金等となり交際費等には該当しません。

3 海外渡航費

会社はその役員または使用人の海外渡航に際して支給する旅費（支度金を含む）は、その海外渡航がその法人の業務の遂行上必要なものであり、かつ、その渡航のため通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費として会社の経理が認められます。したがって、会社の業務の遂行上必要と認められない海外渡航の旅費の額はもちろん、会社の業務の遂行上必要と認められる海外渡航であってもその旅費の額のうち通常必要と認められる金額を超える部分の金額については、原則として、その役員または使用人に対する給与として取り扱われます。

4 業務の遂行上必要な海外渡航

海外渡航が会社の業務の遂行上必要なものであるかどうかは、その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定することになりますが、次に掲げる旅行は、原則として会社の業務の遂行上必要な海外渡航には該当しません。

- ① 観光渡航の許可を得て行う旅行
- ② 旅行あっせんを行う者等が行う団体旅行に応募してする旅行
- ③ 同業者団体等が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの

業務上の旅費と認められても得意先など関係者を招待するために要したものであるときは、交際費に該当し、いわゆる交際費課税の制度により損金不算入の規制を受けることとなります。この場合には、その接待案内人の役員や使用人の海外渡航費も交際費に該当することとなります。

5 同伴者の旅費

法人の役員が法人の業務の遂行上必要と認められる海外渡航に際し、その親族またはその業務に常時従事していない者を同伴した場合において、その同伴者に係る旅費を法人が負担したときは、その旅費はその役員に対する給与となります。

しかし、その同伴が次のような場合で、明らかにその海外渡航の目的を達成するために必要な同伴と認められるときは、給与として取扱われません。

- ① その役員が常時補佐を必要とする身体障害者であるため補佐人を同伴する場合
- ② 国際会議への出席等のために配偶者を同伴する必要がある場合
- ③ その旅行の目的を遂行するため外国語にたんのうな者または高度の専門的知識を有する者を必要とするような場合に、適任者が法人の使用人のうちにいないため、その役員の親族または臨時に委嘱した者を同伴するとき

- 参考法令等** 措通61の4(1)-7（事業者に金銭等で支出する販売奨励金等の費用）
 措通61の4(1)-10（福利厚生費と交際費等との区分）
 法基通9-7-6（海外渡航費）
 法基通9-7-7（業務の遂行上必要な海外渡航の判定）
 法基通9-7-8（同伴者の旅費）
 法基通9-7-9（業務の遂行に必要と認められる旅行と認められない旅行とを併せて行った場合の旅費）



ワンポイント

接待後のタクシー代も交際費

招待客を接待後に自宅に送ったタクシー代は接待に直接関連したものとして交際費に含まれます。

接待や供応に必要な支出は、その形式ではなく、目的によって判断されます。したがって接待費についても単に飲食に直接要する費用だけでなく、ショーなどの観覧が伴うものであればその観覧料、入場税、お土産も含まれます。また遠隔地か否かに関らず、交通費も招待客を送ることをもって接待が終了することになりますから、タクシー等に要した費用も交際費に含めることになります。



ワンポイント

交際費に係る消費税

会社が支出する交際費にも消費税がかけられています。交際費の損金不算入を計算する際に、この消費税をどのように扱ったらよいか判断に迷うところです。経理処理の違いによって扱い方が異なります。

(1) 消費税を税込みで経理している場合

消費税を含めた接待費用等が支出交際費の金額となります。

(2) 消費税を区分（税抜）して経理している場合

消費税を抜いた接待費用等が支出交際費の金額となります。

ただし、非課税売上割合が高いために、売上にかかる消費税から控除することができない控除対象外消費税で、交際費等に係るものは、交際費等の損金不算入額の計算上、支出交際費の額に含めます。